

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年9月17日開催 生命保険協会〕

1. 令和3年7月以降の大雨等に対する金融上の措置について

- 7月からの大雨にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、各県に災害救助法の適用がなされ、これを受け各財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声を十分に把握の上、その立場に立った迅速かつきめ細かな支援を改めてお願いしたい。また、昨年大雨や台風により被災し、未だ復興の途上にある方々についても、引き続き支援いただきたい。

2. 緊急事態宣言後の対応について

- 21の都道府県に発出されていた緊急事態宣言については、このうち19の都道府県において9月30日まで延長。
- 引き続き、感染拡大防止に最大限努めていただくとともに、極力、対面によるサービス提供を避け、リモート機能を最大限活用しつつ、必要な業務を継続していただくよう、よろしくお願いしたい。
- なお、昨事務年度に財務局と連携して全国各地の保険代理店にヒアリングをしたところでは、感染防止やリモート対応に関して保険会社による助言や研修が有益だったとの声が聞かれたので、そうしたサポートも引き続き実施いただければ幸いである。

3. 保険モニタリングレポートについて

- 8月31日に金融行政方針を公表したところであるが、保険行政については、さらに9月10日に保険モニタリングレポートを公表し、保険会社を取

り巻く環境の変化を踏まえ、金融行政上の課題、昨事務年度の実績及び今事務年度の方針を明らかにした。これにより、保険行政の透明性を高めつつ、PDCA サイクルをより強く意識した運営を行っていくことを狙いとしている。

4. ビジネスモデル対話について

- 保険会社は、人口減少・高齢化の進展や低金利環境の継続、デジタル化の進展等といった中長期的な環境変化への対応や、コロナの拡大により非対面を活かした効率的な業務運営も求められている。
 - こうした事業環境の変化等を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築を目指し、今事務年度も引き続き各保険会社と対話を行ってまいりたい。
 - 具体的には、昨事務年度に対話を行えなかった代理店やネットチャネルを主軸とする社を対象として、
 - ・ With コロナや、ポストコロナを見据えた中長期的なビジネス環境の変化を踏まえた事業戦略や商品戦略をどのように考えているか
 - ・ 非対面募集への対応やデジタル戦略をどう考えているか、特にそのための IT 投資をどのように考えているか
 - ・ デジタル戦略の推進を受けたりスク管理の高度化をどう進めるか
- に関して、アンケートを実施し、それを踏まえた対話を実施していく予定である。
- また、昨事務年度に対話を実施した大手社及び中堅社を対象に、人口減少等が進む中でも営業職員チャネルを中核とするビジネスモデルが持続可能なのかという点など、中長期的なビジョンについて、役員クラスとの対話も含め、より踏み込んだ有意義な議論を行ってまいりたいと考えているので、協力をお願いしたい。

5. グループガバナンスについて

- 上述の環境変化の中で収益を上げていくためには、海外の経済成長の果実

を得ていくこともビジネス戦略上重要だと考えられる。そのためには、しっかりしたグループガバナンスの構築が前提となる。

- そこで、これまで各事務年度を通じ、例えば、
 - ・ 海外子会社の経営陣に係るサクセッションプランが整備されているか
 - ・ グループ内部統制・内部監査が適切に整備・運用されているか
 - ・ グループガバナンスを発揮させるに足るグループ人材の充実に向けた方策が実行されているか
 - ・ グループのリスク文化が醸成・共有されているか 等、グループガバナンスに係る様々なテーマに着眼しモニタリングを行い、課題を共有させていただいてきたところ。
- グループガバナンスが有効に機能するためには、個々のテーマを個別に整備・運用するだけでは足りない。例えば、内部統制を有効に発揮させるためには、本社と海外子会社の経営陣レベルにおいて内部統制に係る戦略をしっかりと共有したうえで、本社が現場レベルにまで踏み込んで関与できる仕組みが必要であるし、そのためのグループ人材の育成も不可欠である。また、適切なグループ経営管理のためには内部統制の仕組みに加え、グループリスク文化の醸成も重要であるし、そのためには、海外子会社の人材のモチベーションの維持向上を図る必要もある。その結果、グループ全体の高いパフォーマンスの実現も図られることとなるのではないか。
- このように、各テーマが体系的に結びつき全体として有効に機能するよう取り組むことが重要と考えている。今事務年度は、こうした観点から過去に共有した各々の課題についてフォローアップを行い、グループガバナンス機能が全体として有効に発揮されているかについて検証してまいりたいと考えている。
- 金融庁としても、昨事務年度に行った海外の事例調査も参考にしつつ、各保険会社と対話をしながら、各グループのビジネス特性に応じた有効なグループガバナンスの在り方について模索していく。

6. 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR）については、保険会社における新制度への必要な準備期間を考慮し、2022年に標準モデルを中心とした制度の基本的な内容を暫定的に決定できるよう検討作業を進めていく。生命保険業界においては、生命保険協会内にワーキンググループを設け、当庁に提言すべく議論いただいていると承知しているが、金融庁としても、引き続き透明性をもって検討状況を示していき、各保険会社との対話も一層密にしてまいりたい。
- また、ソルベンシー規制の検討と並行して、経済価値ベースの指標を使ったモニタリングの高度化を進めていく。その際、不要となった報告データについてはスクラップアンドビルドを行うなど、各社の負担にも配慮していく。このほか、情報開示の枠組み等についても論点整理を進めていく。
- これらの取組みの目指すところは、保険会社を取り巻く環境変化が進む中で、将来にわたって保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくよう促す監督の枠組みを作ることである。各社におかれては、引き続き様々な検討作業への協力をお願い申し上げるとともに、現状の実務を不断に見直し、必要な態勢整備を着実に進めていただきたい。

7. 顧客本位の業務運営について

（1）外貨建保険について

- 外貨建保険の募集管理については、昨事務年度のモニタリングにより課題として認識された点、例えば、保険募集人の教育や適合性の基準のあり方等に関する論点を中心に、今事務年度は対象会社を増やして対話を行いたいと考えている。については、金融機関代理店側と連携しつつ、更なる高度化に取り組んでいただきたい。
- また、顧客が各業態の枠を超えて多様な商品を比較することを容易とする「重要情報シート」について、外貨建保険の募集では、来月から金融機関代理店において導入予定と承知しているところ、こうした趣旨を踏まえた活用が募集の現場でなされるよう、適切な運用をお願いしたい。

- さらに、8月、タイムラグマージンに関する監督指針の改正を行った。貴協会からもコメントをいただいております、協力に感謝したい。各社においては、本改正を踏まえ、リスク管理の高度化等を踏まえた水準の適正化や、顧客説明資料の改訂など、2022年4月までの実施を目指して適切に対応していただくようお願いしたい。

(2) 障がい者アンケートについて

- 障がい者に配慮した取組み状況について、昨年に引き続き各社にアンケート調査を実施し、その結果を9月16日に公表した。視覚障がい者への代読に関する内規の整備率が向上するなど、昨年よりも取組みが一定程度進展している。
- しかしながら、例えば、聴覚障がい者への対応に関する内規の整備、視覚障がい者に対する点字による通知やその代替措置の整備、聴覚障がい者からの手話通訳者等を介した電話リレーサービスへの対応などについては、実施率には未だ向上の余地があると考えていることから、経営陣のリーダーシップのもと、更なる高度化への取組みを期待したい。
- なお、販売現場における実態を把握することが、取組みの実効性を確保する観点で重要と考える。そのため、今事務年度においては、財務局と連携して実施している代理店ヒアリングの場を活用して実態把握を行う予定であるので、代理店への指導も含めてよろしくお願いしたい。

8. 書面押印対面の見直しについて

- 書面・押印・対面手続の見直しについては、本年6月末までに関係法令・監督指針等の改正を行って環境整備を行った。
- また、金融庁としては、業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しに関する各業界の取組みを促すため、その進捗状況に関するアンケートの実施を各業界団体をお願いしたところ。貴協会におかれては、年内を目途に各業界団体を集めた検討会を開催し、その場でアンケート結果の報告をお願いしたいと考えている。

- これにより、好事例や課題等の共有を図るほか、検討会での議論を踏まえ、各業界において更なる取組みを着実に進めていただきたい。

9. 成年後見制度の周知について

- 政府において「成年後見制度利用促進基本計画」の見直しが行われているところであり、8月4日に成年後見制度利用促進専門家会議による中間とりまとめが公表された。同とりまとめにおいては、本人以外から保険金等の支払請求を受けた際、本人の権利擁護の観点から、取引の必要性や利便性とともにも権利侵害の防止も重視して対応することが期待される旨が記載された。
- 保険会社におかれては、このような申出に対し円滑に対応できるよう、厚生労働省が運用する「成年後見制度利用促進ポータルサイト」を活用する等によって、顧客対応を行う職員等への周知を行い、成年後見制度の理解を促進していただきたい。

10. 金融行政方針の公表について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。広く関係者の方々と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことによって、より良い金融行政の実現につなげてきたい。
- 内容としては、3本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナによる深刻な影響を受けている事業者に対して、金融機関による資金繰り支援や事業再生支援等が行われるよう、対応状況を確認していくこと、
 - ・ 第二に、活力ある経済・社会構造への転換を促していく観点から、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、国際金融センターの実現、サステナブルファイナンスの推進に関する施策を進めていくこと、
 - ・ 第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、デ

一タ分析の高度化を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていくこと、

などを盛り込んだ。

- 金融庁としては、引き続き、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指し、こうした重点課題にしっかりと取り組んでまいりたい。

11. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に優先的に取り組むべきとされている。
- 当報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表している。官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、引き続き、マネロン・テロ資金供与態勢高度化の取組みへの協力をお願いしたい。

《マネロン検査について》

- 金融庁では、本年6月に公表した骨太の方針にも示されている通り、金融業界の検査・監督体制等の強化等を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組んでいる。具体的には、
 - ・ 検査要員の確保等により検査・監督体制の強化、
 - ・ マネロンリスクが高い業態を優先にリスクベースの検査監督を実施することとしている。

- 金融庁は、新型コロナウイルス感染状況等に配慮し、リモート環境での検査・モニタリングを実施してきており、今後は骨太の方針のとおり、今般のFATF 審査結果も踏まえながら、マネロン対策に検査項目を絞った検査を集中的に実施していく。
- 一斉検査のようなものではなく、各財務局とも連携しながら、預金取扱金融機関を中心に、前回検査からの期間や金融機関側の負担等も踏まえながら、金融機関ごとにマネロン検査を実施していく。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF 対日審査でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべき旨の勧告がなされている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様にも、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広くご理解・ご協力を求める広報活動等を行う予定である。

12. 顧客本位の業務運営に関する原則の採択事業者リストの公表について

- 9月3日、金融庁ウェブサイトにて、標題リストを公表した。リスト掲載対象は、顧客本位原則を採択した金融事業者で金融庁ウェブサイトへ掲載を希望する旨の報告（6月30日期限）があった先のうち、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが明確であることが確認できた事業者のみとなる。
- 本リスト作成は、昨年8月の金融市場ワーキング報告書を踏まえたもの。本年4月12日、各金融事業者から、改めて、報告を受け付ける旨を公表し、6月30日の第一回報告期限までに提出を受けたものを確認した結果となる。
- この確認を通じて、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと感じた先がある。「見える化」は、単なるペーパーワーク、机上の作業ではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証するきっかけなることを目指したものである点を改めて強調したい。ま

た、今回リスト掲載になった先は、来年、取組方針に基づく現場での実践結果を報告していただく必要があり、継続的な対応が求められることを理解していただきたい。

- 一方、結び付きが確認できなかった先が半分弱あった。これらの先には、修正の方向性を示しつつ、次回第2回期限（9月30日）に提出が可能であることを連絡している。新たに金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する先も含め、自らの顧客基盤を踏まえた施策を取組方針の基本に据えつつ、今回のリスト掲載先も参考にした上で、報告をお願いしたい。
- 当庁としては、実践状況のモニタリングも含め、金融機関と対話を行い、好事例の公表も行う予定。

13. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の重要インフラでも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要である。
- 金融庁としても、引き続き、
 - ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
 - ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）を拡大して実施する

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させ

る能力を向上させることが重要である。

- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《 I T ガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、 I T ガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
 - ・ I T ガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、
 - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階から I T ガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しするなど、 I T ガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

(以上)